産業廃棄物処分業許可申請書

(変更許可申請用)

八 王 子 市 ^{令和7年8月}

はじめに

- この申請書は、産業廃棄物処分業の変更許可申請用です。申請をされる方は、申請書を提出 する前に別途「事前計画書」を提出してください。事前計画書の提出も予約制となります。
- 変更許可申請は、既に産業廃棄物処分業の許可を持っている方が、次に掲げる事項を拡大するものになります。
 - ① 取り扱う産業廃棄物の種類(処分の方法ごと)の追加
 - ② 処分の方法の追加
- 申請に際しては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会の修了証 の写しが必要になります。受講する講習会の種類や受講者の資格等に関しては、5ページで 確認してください。
- 八王子市内で処分業を行っている方が本申請の対象となります。

目 次

		ページ
1	申請受付場所	- 1
2	申請方法等	· 1
3	申請手数料	1
4	申請から審査・許可決定までの流れ	2
5	申請書類の作成	3
6	成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書	4
7	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの講習会	5
8	同時申請による書類の省略	6
9	先行許可制度による書類の省略	7
1 0	注意事項	8
【申請	情書類様式】 ① 申請用紙(様式第十号) ② 変更事項確認書・新旧役員対照表 ③ 誓約書 ④ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法 ⑤ 資産に関する調書(個人用) ⑥ 事業計画及び取り扱う産業廃棄物の種類 ⑦ 経理的基礎を有することの説明書	1 0
【申請	青書記載例】	2 3

1 申請受付場所

申請は、次の場所で受け付けています。

八王子市役所 環境部 廃棄物対策課 審查担当

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号(本庁舎事務棟2階)

JR東日本 中央本線 西八王子駅北口から徒歩約20分

電 話 042-620-7458 (直通)

FAX 042-622-7262

メール b113200@city.hachioji.tokyo.jp

2 申請方法等

(1)申請方法

- ① 来庁して申請する場合
 - ・申請は、予約制とさせていただいています。

あらかじめ上記の申請受付場所に電話で予約の上、御来庁ください。

- ・同時に2件以上の申請を行う場合や優良認定を伴う更新申請の場合は、予約時にその旨をお申し出ください。
- ② 郵送で申請する場合
 - ・申請書類の他にレターパックプラス(600円)を2部添付してください。 (副本・手数料納付書送付用、許可証送付用に使用します。あらかじめ送付先の 記載をお願いします。)

(2)申請受付時間

平日 8時30分から11時まで及び13時から16時まで

(3)提出部数

正副2部

副本は申請者の控えとなりますので、正本の写し(コピー)でも構いません。

3 由請手数料

(1)申請手数料(令和5年1月現在)

92,000円

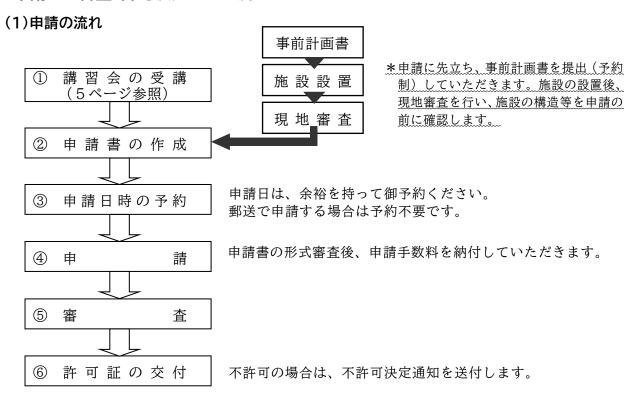
(2)納入方法

① 来庁して申請する場合

申請手数料は、申請当日に庁舎内の指定金融機関派出所(みずほ銀行)で納付していただきますので、必ず現金を御用意ください。

- ② 郵送で申請する場合
- ・同封していただいたレターパックプラスにて手数料納付書をお送りしますので、納付証裏面 記載の金融機関等でお支払いください。手数料納付後、「納入通知書兼領収証書」の写しを、 当課までメールまたはFAX等でお送りください。
 - ※一度納付された申請手数料は、不許可や申請取り下げの場合でも返還できません。

4 申請から審査・許可決定までの流れ



(2)審査期間

審査の標準処理期間は申請書受理後60日です。

ただし、次の期間は標準処理期間に含まれません。

- ・予約日から申請書を受理するまでの期間
- ・申請書受理後、書類の修正・追加に要した期間
- · 土日祝日、年末年始(12/29-1/3)

※審査期間中の審査状況の問合せは御遠慮ください。

(3)許可証の交付

許可証は窓口又は郵送で交付します。

- ①窓口での交付を希望される場合
 - ・許可決定後に市から送信する「許可決定のお知らせ」の受領証に住所、名称等を記入 の上、申請を行った窓口にお持ちください。受領証と引き換えに許可証をお渡ししま す。
 - ・更新許可の場合は、旧許可証と交換に新しい許可証を交付しますので、必ず旧許可証 もお持ちください。ただし、従前の許可証の有効年月日前に新しい更新許可証を受領 する場合は、従前の許可証は有効年月日経過後に返納していただきますので、持参し ていただく必要はありません。

②郵送での交付を希望される場合

- ・許可決定後に市から許可証と「許可決定のお知らせ」を送付します。受領後、「許可 決定のお知らせ」の受領証に住所、名称等を記入の上、メールやFAX等でご返信く ださい。
- ・更新許可の場合は、従前の許可証を有効年月日経過後にご返納ください。

5 申請書類の作成

(1)申請書のとじ方



- ・申請書は左側に 2 穴をあけ、 (2) のリストの順番に並べ、綴じひもで 綴じてください。
- ・不足書類のないように、提出前に書類の有無を確認してください。

(2)申請書類等の確認リスト

申請者が法人か個人かにより必要書類が異なりますので御注意ください。

No	中善事新笙				
No.		申請書類等	法人	個人	
【申	請書類(様式)】				
1	産業廃棄物処理業の事業節	西要更許可申請書 (p.11~13)	\circ	\circ	
2	変更事項確認書・新旧役員	9.14~15)	0	0	
3	誓約書 (p.16)		0	0	
4		の総額及びその資金の調達方法 (p.17) 株主資本等変動計算書、個別注記表を添付している場合	0	0	
5	資産に関する調書(個人用]) (p.18)	l	0	
6	事業計画及び取り扱う産業	É廃棄物の種類(p.19∼21)	0	0	
【申	請者に関する書類】			-	
7	定款の写し		0	_	
8	法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	申請者	0	_	
0	注)申請日時点で、発行から6 ヵ月以内で最新のもの	5%以上の株主又は出資者(株主又は出資者が法人の場合)	0	_	
		申請者	_	0	
	住民票抄本	役員等(監査役・相談役・顧問を含む。)	0	_	
9	(本籍が記載されたもの)	5%以上の株主又は出資者(株主又は出資者が個人の場合)	0	_	
9	注)申請日時点で、発行から6 カ月以内で最新のもの	令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合) 注)使用人については、p.5「7(2)令第6条の10に規定する使用人」を参照してください。	0	0	
	出在她终日【 学 // 詩火】	申請者	-	0	
	成年被後見人等に該当し ない旨の登記事項証明書	役員等(監査役・相談役・顧問を含む。)	0	_	
10	 注)p.4「6成年被後見人等に該	5%以上の株主又は出資者(株主又は出資者が個人の場合)	0	_	
. 10	当しない旨の登記事項証明 書」を参照してください。 注)申請日時点で、発行から6 ヵ月以内で最新のもの	令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合) 注)使用人については、p.5「7(2)令第6条の10に規定する使用人」を参照してください。	0	0	
11	申請者の許可証の写し	変更許可申請に係る許可証	0	0	

中 李 争					
中請書類寺 	法人	個人			
政能力に関する書類】					
貸借対照表(直近3年分)	_				
	0	_			
		_			
	_	_			
個別注記表(直近3年分)	0	_			
法人税の納税証明書「その1 納税額等証明用」(直近3年分) 注)納税証明書は税務署(国税庁)で交付しています。	0	_			
所得税の納税証明書「その1 納税額等証明用」(直近3年分) 注)納税証明書は税務署(国税庁)で交付しています。 注)事業主としての所得がない場合は、「源泉徴収票の写し」(直近3年分)を提出してください。	_	0			
経理的基礎を有することの説明書(p.24書式)・記載者の資格証明書、又は返済不要な負債の額及びその負債が返済不要であることが分かる書類(任意書式)注)該当者のみ提出が必要な書類です。該当するか否かは、p.8「10(3)財政能力」のチェックフローで確認してください。	0	0			
術的能力に関する書類】					
講習会修了証の写し 注1) p.5「7(4) 修了証」を参照してください。 注2) 令第6条の10に規定する使用人を講習会の修了者とする場合は、申請者の使用 人であることを説明する書類として、事業場一覧(事業場の名称、所在地及び事 業場の業務内容がわかるもの)及び事業場を証明できる書類(事業場の賃貸契約	0	0			
	貸借対照表(直近3年分) 注)設立直後の法人で1回目の決算が確定していない場合は、Na12~Na16までの書類は不要です。 提益計算書(直近3年分) 株主資本等変動計算書(直近3年分) 個別注記表(直近3年分) 法人税の納税証明書「その1 納税額等証明用」(直近3年分) 注)納税証明書は税務署(国税庁)で交付しています。 所得税の納税証明書「その1 納税額等証明用」(直近3年分) 注)納税証明書は税務署(国税庁)で交付しています。 注)新税証明書は税務署(国税庁)で交付しています。 注)事業主としての所得がない場合は、「源泉徴収票の写し」(直近3年分)を提出してください。 経理的基礎を有することの説明書(p.24書式)・記載者の資格証明書、又は返済不要な負債の額及びその負債が返済不要であることが分かる書類(任意書式) 注)該当者のみ提出が必要な書類です。該当するか否かは、p.8「10(3)財政能力」のチェックフローで確認してください。 術的能力に関する書類) 講習会修了証の写し 注1) p.5「7(4)修了証」を参照してください。 注2)令第6条の10に規定する使用人を講習会の修了者とする場合は、申請者の使用人であることを説明する書類として、事業場一覧(事業場の名称、所在地及び事	政能力に関する書類】 貸借対照表(直近3年分) 注)設立直後の法人で1回目の決算が確定していない場合は、Na12~Na16までの書類は不要です。 損益計算書(直近3年分) 株主資本等変動計算書(直近3年分) 個別注記表(直近3年分) 個別注記表(直近3年分) 法人税の納税証明書「その1 納税額等証明用」(直近3年分) 注)納税証明書は税務署(国税庁)で交付しています。 所得税の納税証明書「その1 納税額等証明用」(直近3年分) 注)納税証明書は税務署(国税庁)で交付しています。 注) 新税証明書は税務署(国税庁)で交付しています。 注)事業主としての所得がない場合は、「源泉徴収票の写し」(直近3年分)を提出してください。 経理的基礎を有することの説明書(p.24書式)・記載者の資格証明書、又は返済不要な負債の額及びその負債が返済不要であることが分かる書類(任意書式) 注)該当者のみ提出が必要な書類です。該当するか否かは、p.8「10(3)財政能力」のチェックフローで確認してください。 術的能力に関する書類】 講習会修了証の写し 注1) p.5「7(4)修了証」を参照してください。 注2)令第6条の10に規定する使用人を講習会の修了者とする場合は、申請者の使用人であることを説明する書類として、事業場一覧(事業場の名称、所在地及び事業場の業務内容がわかるもの)及び事業場を証明できる書類(事業場の賃貸契約			

※ 個人申請者が未成年者の場合は、法定代理人の「No.9 住民票抄本(本籍が記載されたもの)」及び「No.10 成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書」(法定代理人が法人である場合には、「No.8 法人の登記事項証明書」、役員の「No.9 住民票抄本(本籍が記載されたもの)」並びに「No.10 成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書」)も併せて提出してください。

6 成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書

後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する証明書で、成年被後見人又は被保佐人の登記がないことを証明する書類です。証明書の交付は全国の法務局及び地方法務局(本局)で行っています(郵送受付は東京法務局のみ)。登記事項証明書の交付申請をする際は「証明事項」の欄に「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」をチェックしてください。住所などの誤記入が見受けられるので、各欄は、住民票抄本に記載されているとおり記載してください。

なお、令和元年12月の法改正に伴い、成年被後見人等に該当する場合であっても、廃棄物の処理の業務を適切に行うことができると判断されれば、一律に欠格とは扱いません。役員等に成年被後見人等を選任している場合は、業務を適切に行なうことができるかどうかを審査する書類として、医師の診断書等の提出を求める場合がありますので、事前にご相談ください。

登記事項証明書に関する問合せ先

- ・窓口での申請:管轄の法務局及び地方法務局(本局)
- ・郵送による申請:東京法務局 民事行政部 後見登録課

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

(交通:地下鉄都営新宿線、東西線、半蔵門線「九段下駅」)

電話 03-5213-1360 (ダイヤルイン)

ホームページ http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/index.html

7 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの講習会

(1)講習会受講者の資格

許可に際しては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物 又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」を修了していることが必要で す。

講習会の受講者は、次の方に限ります。

個人の場合	申請者本人
法人の場合	代表者、役員(監査役を除く。)又は令第6条の10に規定する使用人のうち常勤者

(2) 令第6条の10に規定する使用人(政令使用人)

申請者の使用人で次に掲げる事務所等の代表者です。

- ① 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)
- ② 継続的に業務を行う事ができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は 処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
- ※ 講習会の修了者が令第6条の10に規定する使用人の場合に必要な書類

事業場一覧(事業場の名称、所在地及び事業場の業務内容がわかるもの)及び事業場を証明できる書類(事業場の賃貸契約書、公共料金の領収書等の写し)を提出してください。

また、更新申請の場合、契約締結権限を有することを証明する書類(契約書、意思決定文書)を確認します。

(3)全国の講習会の日程の問合せ先及び東京会場の申込受付

一般社団法人東京都産業資源循環協会

千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7階

電話 0 3 - 5 2 8 3 - 5 4 5 5 FAX 0 3 - 5 2 8 3 - 5 5 9 2

(4)修了証

申請に必要な講習会の修了証は次のとおりです。

講習会の 種類 申請の		産業廃棄物処理業講習会 (処分課程)		養物処理業講習会 課程)
種類	新規	更新	新規	更新
変更許可申請	0	0	0	×

- ※新規修了証の有効期限は5年、更新修了証の有効期限は2年です。
- ※変更許可申請の場合、現在の許可(新規又は更新許可)を受けた際の講習会受講者が、 現在も引き続き代表者、役員又は令第6条の10に規定する使用人(政令使用人)で あれば、有効期限を過ぎた修了証であっても添付することができます。

8 同時申請による書類の省略

(1)省略可能な書類

更新許可申請と変更許可申請、産業廃棄物処分業許可申請と特別管理産業廃棄物処分業 許可申請等、複数の申請を同時に行う場合には、一方の申請書については、共通する次の書 類の添付を省略することができます。

書類の添付を省略する場合には、<u>省略した方の申請書に省略書類一覧表を添付してくだ</u>さい。

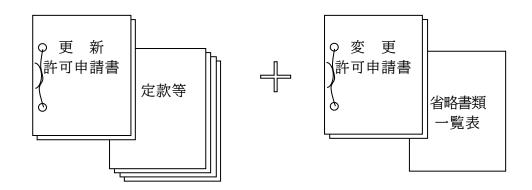
- ・法人申請者の場合
 - ① 誓約書
 - ② 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法
 - ③ 申請者の定款の写し
 - ④ 申請者の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
 - ⑤ 5%以上の法人株主又は出資者の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
 - ⑥ 役員等及び5%以上の株主又は出資者の住民票抄本
 - ⑦ 役員等及び5%以上の株主又は出資者に係る成年被後見人等に該当しない旨の登記事項 証明書
 - ⑧ 貸借対照表(直近3年分)
 - ⑨ 損益計算書(直近3年分)
 - ⑩ 株主資本等変動計算書(直近3年分)
 - ① 個別注記表(直近3年分)
 - ② 法人税の納税証明書(直近3年分)

・個人申請者の場合

- ① 誓約書
- ② 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法
- ③ 資産に関する調書(個人用)
- ④ 申請者の住民票抄本
- ⑤ 申請者の成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書
- ⑥ 所得税の納税証明書(直近3年分)

(2)申請書の調製(例)

申請書は、次のように調製してください。

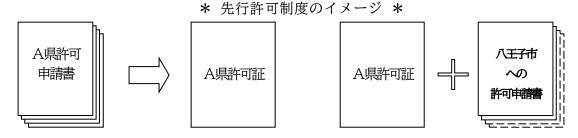


9 先行許可制度による書類の省略

(1)先行許可制度

先行許可制度とは、規則に規定する書類を全て添付して受けた*1、次に掲げる許可証(先行許可証)*2を提示することで、添付書類の一部を省略できる制度です。先行許可証として使用できる期間は先行許可証に記載されている許可の日から5年間*3です。

- ・ (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可証 (新規・変更・更新)
- ・(特別管理)産業廃棄物処分業の許可証(新規・変更・更新)
- ・産業廃棄物処理施設の設置許可証(新規・変更)
- ※1 規則に規定する書類を全て添付して許可を受けている許可証は「規則第〇条の〇第〇項の 規定による許可証の提出の有無」の欄に「無」と記載されています。
- ※2 他の都道府県・政令市から受けた許可を含みます。
- ※3 新規許可申請は「申請日時点」、更新許可申請は「更新申請に係る許可の有効期限の翌日」に有効な先行許可証が必要です。



A県への許可申請時に、規則に規定する 全ての書類を添付して受けたA県許可証

八王子市への許可申請には一部 書類の省略が可能

(2)先行許可証の提出により省略できる添付書類

- ①「誓約書」
- ②「住民票抄本」
- ③「成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書」
- ④「5%以上の法人株主又は出資者の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」 ただし、先行許可証の許可の日以降に就任し、市への届出が済んでいない役員、株主等又 は令第6条の10に規定する使用人に関する書類については省略できません。

(3)制度を利用する場合の手続き

- ・先行許可制度を利用する旨を担当へ伝えてください。
- ・申請書類とともに、先行許可証の原本をお持ちいただき窓口で提示していただくか、先行 許可証の写し(正写した日、現行の許可証である旨を記載)を提出してください。

(4)利用に当たっての注意事項

・申請者の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)は省略できません。

10 注意事項

(1)取り扱う廃棄物が産業廃棄物に該当するか

本申請で取得する許可は、産業廃棄物の処分を業として行うための許可です。つまり、本申請で取得する許可では一般廃棄物の処分を業として行うことはできません。

なお、木くずや紙くずなどの品目については、排出事業者の業種等により、一般廃棄物 に分類され、本申請で取得する許可では処分ができませんので、ご注意ください。

(2)欠格要件

申請者、申請者の役員等、5%以上の株主等(法人の場合)及び令第6条の10に規定する使用人が、欠格要件に該当する場合には、不許可処分となります。なお、申請時点で欠格要件に該当していたことが許可後に判明した場合には、許可が取消しとなります。

(3)財政能力

処分業の許可は、事業を的確にかつ継続して行うことのできる経理的基礎を有することが必要です。「経理的基礎を有することの説明書」の提出を要する方が、この説明書を提出されない場合には、経理的基礎が無いと判断し、「不許可」処分となります。経理的基礎の有無に対する基準は以下のとおりとしています。

なお、本市では「経理的基礎を有することの説明書」として、中小企業診断士又は公認会 計士による診断書を求めています。

1 営業実績が3年間以上ある法人の場合

	-1:7X	7 1 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	直前3年間	直前事業年		行政処分の内容	
直前事業年度の	の経常利益	度の経常利	収集週	重搬業	
自己資本比率	金額等の平 均値	益金額等	積保なし	積保あり	処分業
0%以上	プラス	プラス	原則基礎認定	原則基礎認定	原則基礎認定
0%以上	プラス	マイナス	原則基礎認定	原則基礎認定	原則基礎認定
0%以上	マイナス	プラス	原則基礎認定	原則基礎認定	原則基礎認定
0%以上	マイナス	マイナス	原則基礎認定	原則基礎認定	原則基礎認定
0%未満	プラス	プラス	診断書	診断書	診断書
0%未満	プラス	マイナス	診断書	診断書	診断書
0%未満	マイナス	プラス	診断書	診断書	診断書
0%未満	マイナス	マイナス	不許可	不許可	不許可

- (注) 1.「経常利益金額等」とは、損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価 償却費の額を加えて得た額をいう。
 - 2.「診断書」では、今後5年間の収支計画に基づく中小企業診断士又は公認会計士の診断書の提出を要する。ただし、診断書の内容だけで経理的基礎の有無を判断するものではない
 - 3. 不許可となった場合でも、申請手数料や診断書は申請者の負担である。
 - 4. 会社更生法及び民事再生法による更生手続等の手続が開始された法人等の経理的基礎については、事業の実績、更生計画又は再生計画等の内容により判断する。

2 営業実績が3年間以上ある個人の場合

まどま楽と広の	ませりた明のご伊藤	行政処分の内容			
直前事業年度の 資産状況	直前3年間の所得税 の納税状況	収集運	収集運搬業		
貝座扒机	V 7 MY 1 17 G 17 C 17 G	積保なし	積保あり	処分業	
資産≧負債	毎年、納税している	原則基礎認定	原則基礎認定	原則基礎認定	
資産≧負債	納税していない年あ り	原則基礎認定	原則基礎認定	原則基礎認定	
資産<負債	納税している年があ る	原則基礎認定	原則基礎認定	原則基礎認定	
資産<負債	毎年、納税していな い	不許可	不許可	不許可	

- (注) 1. 資産状況については、「資産に関する調書」により判断する。
 - 2. 納税すべき額が0円の場合は「納税していない」に当たる。
 - 3. 民事再生法による再生手続きが開始された者の経理的基礎についても上記(4)のとおり。

3 営業実績が3年間に満たない法人又は個人の場合

今後5年間の収支計画書に基づく中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書の提出を要する。

4 その他

令和2年3月30日付環循規発第2003301号通知「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて」を留意して判断する。なお、「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて」が新たに通知された場合(以下「新通知」という。)、新通知に留意して判断する。

申請書類様式

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

年 月 日

八王子市長 殿

申請者 〒 住 所 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

電話番号

FAX番号

產業廃棄物収集運搬業 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、 産業廃棄物処分業 の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

 許可の年月日及び許可番号	 年 月	 日 第	号
収集運搬業・処分業の区分	<u>+</u> /1		
<u> </u>		/C/3 /K	
許可に係る事業の範囲(収集運搬業に			
あっては、取り扱う産業廃棄物の種類			
(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃			
棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水			
銀含有ばいじん等が含まれる場合は、			
その旨を含む。)及び積替え又は保管			
を行うかどうか、処分業にあっては、			
処分の方法ごとに区分して取り扱う			
産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に			
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産			
業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が			
含まれる場合は、その旨を含む。)を記			
載すること。)			
変 更 の 内 容			
変更に係る事業の用に供する施設の			
種類、数量、設置場所、設置年月日、 処理能力、許可年月日及び許可番号			
(産業廃棄物処理施設の設置の許可			
を受けている場合に限る。)			
├── 変更に係る事業の用に供する施設の			
変更に係る事業の用に供りる施設の 処理方式、構造及び設備の概要			
※ 事 務 処 理 欄		/ - 1 - NP 1 - 1 E	. ~ ~ `
		(日本産業規格	A 列 4 番)

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

既に処理業の許可(他	の都道府 都道	道府県・市名	許可番号	(申請中の場合には、	申請年月日)
県のものを含む。)を	有してい				
る場合はその許可番号	+ (申請中				
の場合には、申請年月	日)				
申請者(個人である	場合)				
(ふりがな)	生年月日		本	籍	
氏 名	土 平 万 口		住	所	
(法人である	る場合)				
(3, 1) 7	が な)		<i>l</i> ->-	ar.	
名	称		住	所	
法定代理人(申請者	が法第14条	第5項第2号/	いに規定する	未成年者である場合))
(個人である	る場合)				
(ふりがな)	生年月日		本	籍	
氏 名			住	所	
(法人である					
(ふりか			住	所	
名	- 称				
<u> </u>	明しが注して、	な担合)			
(ふりがな)	生年月日				
氏名	世界 月日 役職名・呼				
1 1	又城石 叮	1/2/1	1111	771	
 役員(申請者が法人	 、である場合)				
	生年月日		本	籍	
	殳職名・呼称		<u>本</u> 住	所	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

9	こさ丿								
	発行済株式の 総数			株	出資	の額			円
	(ふりがな)	生年月日	保有する。 又は出資	株式の数 €の金額		本		籍	
	氏名又は名称	土牛万口	割	合		住	:	所	
<u></u>	<u> </u> 第6条の10に	担ウナスは田	1 /由註3	区)ァ バノ =ナ に	日日しん	セフ担	<u> </u>		
TI 5				ヨにヨ畝で		のる物			
	(ふりがな)	生年月日			<u>本</u> 住		籍 所		
	<u>氏 名</u>	役職名・呼称	1,				<u>רין</u>		

備考

- 1 ※の欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当 するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書 面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 2部提出すること。

※	手数料欄
----------	------

変更事項確認書

変更許可申請に当たり、申請内容について次のとおりであることを確認します。 (1又は2のいずれかに○をつけること。)

変更内容がない場合には「1」を○で囲んでください。

- 1 変更事項はありません。全ての内容について、届出済みです。
- 2 変更事項があります。変更事項は下表のとおりです。

本まの七年	* = = *	変更内容				
変更の有無	変更事項	変更後	変更前			
有・無	法人の名称、 個人事業者の氏名					
有・無	法人の本店所在地、 個人事業者の住所					
有・無	法人の代表者					
有・無	役員、顧問、令第6条 の10に規定する使 用人等	ー 記 新旧役員等対照表のとおり				
有・無	株主、出資者					
有・無	取り扱う産業廃棄物 の品目の減少					
有・無	その他					

注 記入欄が足りない場合には、別途、用紙を作成し提出してください。

新旧役員等対照表

・代表取締役、役員等、令第6条の10に規定する使用人又は株主等について記載してください。 ・この表の新(役員等、5%以上の株主等)の欄に記載した方のうち、市に登録のない方について は、「番号」欄に○をしてください。

番号	新(役員等、5%以上の株主等)	旧(役員等、5%以上の株主等)
1	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
2	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
3	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
4	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
5	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
6	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
7	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
8	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
9	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
1 0	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
1 1	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
1 2	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
1 3	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
1 4	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
1 5	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

八王子市長 様

申請者

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

			事業	色の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法					
	内	訳		金 額(千円)					
		開始に要す の 総	ける 額						
	-	±	地						
	1	事 務	所						
	<u> </u>	車	両						
		処 分 施	設						
	自	己資	金						
	借	入	金						
	(1	昔入先名)							
調									
達	そ	の	他						
方	増		資						
法									
備考	備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること								

		資 産	に関す	る調	書	(個人用))			
								年	月	日現在
資産の種別	内	容	数	量			価格、	金額	(千円)	
現金預金										
有価証券										
未収入金										
売 掛 金										
受取手形										
土 地										
建物										
備品										
車両										
その他										
	資	産	計							
負債の種別	内	容	数	量			価格、	金額	(千円)	
長期借入金										
短期借入金										
未 払 金										
預り金										
前 受 金										
買掛金										
支払手形										
その他										
	負	債	計							

事業計画及び取り扱う産業廃棄物の種類

/	1	`	ᆂᄣ
()	事業計画
١.		,	

① 現在の主たる業務

② 産業廃棄物処理に係る事業計画

(2) 産業廃棄物を取り扱う事務所及び事業場の所在地

番号	事務所・事業場の種類	郵便番号及び所在地	電話番号	積替え保管 処分業
1				有・無
2				有・無
3				有・無
4				有・無

- 注1) <u>市内の産業廃棄物に係る事業を行う全て</u>の事務所・事業場(支店・営業所・工場等)を 記入すること。なお、申請者住所(本店)は記入しないこと。
- 注2)連絡先となる事業場の番号を○で囲むこと(1事業場のみ) ※八王子市からの書類送付先になります。○が付いていない場合は、本店に送付します。

(3)取り扱う産業廃棄物の種類

①搬入について

産業廃棄物の種類	主な排出事業者の名称・所在地、業種等	申請者の処理方法

②搬出について

処理後物 の名称	運搬者 (自己·他人)	搬出先の名称・所在地	搬出後の処理方法 (注)
			最終処分・売却
	自己・他人		中間処理(
	Д Д Д Д Д		最終処分・売却
	自己・他人		中間処理
	自己・他人		最終処分・売却
			中間処理
	自己・他人		最終処分・売却
			中間処理
			最終処分・売却
	自己・他人		中間処理

⁽注)廃棄物処理の場合は、中間処理か最終処分を○で囲み、かつ中間処理の場合は「焼却」「破砕」等の処理方法も明示すること。一方、廃棄物処理でない場合は売却を○で囲むこと。

事業の用に供するすべての施設

(申請書第1面の別記)

許可証記載の基礎データとなりますので正しく記入してください。

施設の設置	施設の設置場所							
施設の種 類	産業廃棄物の種類	処理能力 (注1)	設置年月日 (注2)	施設許可番号 (注3)	施設許可年月日(注3)			
	,							

- (注1)処理能力は産業廃棄物の種類に対する単独及び混合(混合処理する場合)の処理能力を 記入してください。
- (注2) 設置年月日は施設を実際に設置した年月日を記入してください。
- (注3)法第15条に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合のみ記入してく ださい。

経理的基礎を有することの説明書

1	債務超過	に陥った理由	
	(いつ、	どのような理由で債務超過になったか。	現在の債務超過額)

2 債務超過から脱するための対策 (具体的な対策及びその対策で生じる利益。全対策により生じる当期利益。債務超過が解消でき る会計年度)

3 記載者氏名

年 月 日

住 所

氏 名

記載した、中小企業診断士又は公認会計士がその資格を有することが確認できる許可証、証明書等の写しを添付してください。

申請書記載例

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

令和**年**月**日

八王子市長 殿

申請者 〒 ***-***

住 所 東京都八王子市***三丁目24番1号

氏 名 高尾***株式会社

代表取締役 高尾 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 042-123-****

担当者名 高尾 次郎

電話番号 042-123-****

FAX番号042-456-****

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、 産業廃棄物収集運搬業 産業廃棄物収集運搬業 産業廃棄物 処分業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

変更に係る事業の用に供する施設の種類、 数量、設置場所、設置年月日、処理能力、 許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理 施設の設置の許可を受けている場合に限 る。) 変更に係る事業の用に供する施設の処理 方式、構造及び設備の概要 新						
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物の合は、その旨を含む。)を記載すること。) 変 更 の 内 容 (種類) 汚泥の追加 (処分方法) 脱水の追加 (処分方法) 脱水の追加 (処分方法) 脱水の追加 (処分方法) 脱水の追加 取引先の要請があったため 変更に係る事業の用に供する施設の種類、設置場所、設置年月日、処理能力、計可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要 事前計画書のとおり					-	
おっては、取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物又は水 銀含有ばいじん等が含まれる場合は、 その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、 処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、以は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) を記載すること。) 変 更 の 内 容 (種類) 汚泥の追加 (処分方法) 脱水の追加 (処分方法) 脱水の追加 (処分方法) 脱水の追加 変 更 の 理 由 取引先の要請があったため 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、評可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理 別紙「事業の用に供するを)で、場合に限る。) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置の計可を受けている場合に限る。) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置を対している場合に限る。) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、別紙「事業の用に供する全ての施設」のとおり 別紙「事業の用に供する全ての施設」のとおり 別紙「事業の用に供する全工の施設」のとおり 第前計画書のとおり ※ 事 務 処 理 欄	Ц	又集運搬業	能・処分	業の区分	\	処分業
会まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。) 変 更 の 内 容 (種類)汚泥の追加 (処分方法)脱水の追加 (処分方法)脱水の追加 (処分方法)脱水の追加 (処分方法)脱水の追加 (処分方法)脱水の追加 取引先の要請があったため 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。) 別紙「事業の用に供する全ての施設」のとおり 窓更に係る事業の用に供する施設の処理 方式、構造及び設備の概要 事前計画書のとおり ※ 事 務 処 理 欄	許あ(棄銀そを処産可っ当物含の行分業	に保、文字のでは、ないでは、では、文学のでは、では、では、では、では、のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、のでは、では、のでは、の	をの範囲で の範囲で ででででする。 ででは、でででする。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 で。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 で。	収廃綿廃れ替にし産集物有物場又っ取廃の産又合はてり棄	業種業はは保は扱物に類廃水、管、うに	中間処理 破砕 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリ ートくず及び陶磁器くず
変 更 の 理 由 取引先の要請があったため 変更に係る事業の用に供する施設の種類、 数量、設置場所、設置年月日、処理能力、 許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理 施設の設置の許可を受けている場合に限 る。) 変更に係る事業の用に供する施設の処理 方式、構造及び設備の概要 薬	業廃含ま	棄物又は7	水銀含有(ばいじん	等が	変更後の内容を記入してください。
変更に係る事業の用に供する施設の種類、 数量、設置場所、設置年月日、処理能力、 許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理 施設の設置の許可を受けている場合に限 る。) 変更に係る事業の用に供する施設の処理 方式、構造及び設備の概要 事前計画書のとおり ※ 事務処理欄	変	更	Ø	内	容	
数量、設置場所、設置年月日、処理能力、 許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理 施設の設置の許可を受けている場合に限 る。) 変更に係る事業の用に供する施設の処理 方式、構造及び設備の概要 事前計画書のとおり ※ 事務処理欄	変	更	の	理	由	取引先の要請があったため
方式、構造及び設備の概要事前計画書のとおり※ 事 務 処 理 欄	数量、 許可 ² 施設(設置場所、 年月日及び討 の設置の許	設置年月 午可番号()	日、処理能 産業廃棄物	能力、 勿処理	別紙「事業の用に供する全ての施設」のとおり
	方式、	構造及び認	段備の概要			事前計画書のとおり
	※	事	<u> </u>	理	欄	(日太帝举担格 A 列 <i>A</i> 悉)

既に処理業の許可((他の都道府 都道	道府県・市名	許可番号(申	請中の場合には、申請年月日)
県のものを含む。)	を有してい場まり		01100**		
る場合はその許可番	十萬世		<u>令和**年**</u> 令和**年**		
の場合には、申請年	三月日)			い場合は別紙を作成してくださ	(V)
申請者(個人であ	る場合)				
(ふりがな)	生年月日		本	籍	
氏 名	工 十 /1 口		住	所	
·	ある場合) 	Т			
(ふり	が な)		住	所	
名	称				
たかお *** 高尾 *** 株	국 소사	東京都八王子	市***三丁目	2 4 番 1 号	
法定代理人(申請		<u>l</u> ・	ハに規定する未成	 年者である場合)	
l -	ある場合)	. N O R N O G /	TO JULY 9 W JN PX	1日 (4) (7) (7) (1)	
(ふりがな)			 本	 籍	
氏 名	生年月日			 所	
			1.1.	771	
(法人であ	<u> </u>	l			
	がな)		12.	∃r'	
名	称		住	所	
役員(法定	代理人が法人で	ある場合)			
(ふりがな	/ <u> </u>		本	籍	
氏名	召 役職名・呼	称	住	所	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
役員(申請者が法)	生年月日	Ι	 本	 籍	
K 名	役職名・呼称		 住	 新	
	昭和 30.1.1	市古郑八工乙			
	代表取締役		市**町五丁目		
			市**町一丁目		
高尾花子	取締役		市**町五丁目		
えど いちろう	昭和 33.2.8		市**町三丁目		
江戸 一郎	取締役	東京都八王子	市**町三丁目	12番11号	
きむ さぶろう 金 三郎	昭和 40.8.3	**国 外	<u>国人で通称名がみ</u>	ある場合は、併記してください	1,10
☆ 一分 かねだ さぶろう (金田 三郎)	監査役	東京都八王子	市**町10		
	昭和 2.1.2	東京都八王子	市**町一丁目		
高尾 翁	相談役		市**町五丁目		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相 当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があ るとき)

5	こざ)						
	発行済株式の 総数		10000 株	出資の額		100万円	
	(ふりがな)	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	* 本	;	籍	
	氏名又は名称	生平月口	割合	住	<u>:</u>	所	
	かま おきな	昭和 2.1.2	7000株		市**町一丁目 記載してください。	2番	
	高尾 翁		7 0 %	70% 東京都八王子市**町五丁目6			
	たかおしょうじ		2800株	法人の場合	合、本籍欄の記入は	は不要です。	
	有限会社高尾 商事		28%		市 * * 町二丁目: 明書のとおり記載して		
令多	第6条の10に	規定する使用	人(申請者に当該	使用人がある場	合)		
	(ふりがな)	生年月日		本	籍		
	氏 名	役職名・呼称	7	住	所		
	たかおじろう		2 東京都八王子市	·**町一丁目	2番		
	高尾 次郎	古版士庄臣	古台拟パエスま	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	C 釆 7 旦		

(ふりがな)	生年月日	本籍
氏 名	役職名・呼称	住
たかお じろう	昭和 54.7.12	東京都八王子市**町一丁目2番
高尾 次郎	戸吹支店長	東京都八王子市**町五丁目6番7号

備考

- 1 ※の欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当 するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書 面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ず る者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務 を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる 者を含む。
- 4 2部提出すること。

※ 手数料欄

変更事項確認書

変更許可申請に当たり、申請内容について次のとおりであることを確認します。 (1又は2のいずれかに○をつけること。)

変更内容がない場合には「1」を○で囲んでください。

- 1 変更事項はありません。全ての内容について、届出済みです。
- (2) 変更事項があります。変更事項は下表のとおりです。

本王の <i>七年</i>	***	変更内容			
変更の有無	変更事項	変更後	変更前		
有・無	法人の名称、 個人事業者の氏名				
有・無	法人の本店所在地、 個人事業者の住所				
有·無	法人の代表者				
有·無	役員、顧問、令第6条 の10に規定する使 用人等	新旧役員等対照表のとおり			
有·無	株主、出資者				
有·無	取り扱う産業廃棄物の品目の減少				
有・無	その他				

注 記入欄が足りない場合には、別途、用紙を作成し提出してください。

新旧役員等対照表

・代表取締役、役員等、令第6条の10に規定する使用人又は株主等について記載してください。 ・この表の新(役員等、5%以上の株主等)の欄に記載した方のうち、市に登録のない方について は、「番号」欄に○をしてください。

番号	新(役員等、5%以上の株主等)	旧(役員等、5%以上の株主等)
1	役職名等 代表取締役 氏名等 高尾 太郎	役職名等 代表取締役(株主40%) 氏名等 高尾 太郎
2	役職名等 取締役氏名等 高尾 花子	役職名等 取締役(株主30%) 氏名等 高尾 花子
3	役職名等 取締役氏名等 江戸 一郎	役職名等 取締役氏名等 江戸 一郎
4	役職名等 (辞任)氏名等	役職名等 取締役氏名等 高尾 三郎
5	役職名等 監査役 氏名等 金 三郎(金田 三郎)	役職名等 監査役 氏名等 金 三郎(金田 三郎)
6	役職名等 相談役(株主70%) 氏名等 高尾 翁	役職名等 氏 名 等
7	役職名等 (<mark>辞任</mark>) 氏 名 等	役職名等 株主(28%) 氏名等 高尾 美子
8	役職名等 (<mark>辞任</mark>) 氏 名 等	役職名等 政令使用人(戸吹支店長) 氏名等 高尾 四郎
9	役職名等 株主(28%) 氏名等 有限会社高尾商事	役職名等 氏 名 等
<u></u>	役職名等 政令使用人(戸吹支店長) 氏名等 高尾 次郎	役職名等 氏 名 等
1 1	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
1 2	役職名等 氏 名 <i>全ての代表取締役、役員等、令第6</i> <i>主等について記載してください。</i>	_{の職々等} 5条の10に規定する使用人及び株
1 3	役職名 等 氏 名 等	び職名寺 氏 名 等
1 4	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
1 5	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和○○年○○月○○日

八王子市長様

申請者

住所 東京都八王子市***三丁目24番1号

氏名 高尾***株式会社 代表取締役 高尾 太郎 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

	内 訳	金 額(千円)
	業の開始に要す る 金 の 総 額	25,000
`	土 地	購入費 5,000
	事務所1	造成費 2,500 建設費 5,000
	事務所 2	造成費 1,500 建設費 3,000
	車両	購入費 2,000
	処分施設	造成費 2,000 建設費 4,000 機械 8,000
	自己資金	10,000
	借 入 金	15,000
	○×銀行	10,000(借入金の内訳です)
周	△△銀行	5,000(借入金の内訳です)
崖	その他	
	增資	
5	7	
去		

資産に関する調書(個人用) 令和○○年○○月○○日現在 資産の種別 数 価格、金額(千円) 内 容 量 現金預金 〇×銀行定期預金 3, 000 有価証券 (株) ○×の株式 1,000株 1 0 0 未収入金 売掛金 受取手形 自宅宅地 土 地 1 1 0 m² 20,000 駐車場土地 1棟 12,000 建 物 自宅 備 品 車 両 キャブオーバー 3, 000 1台 その他 資 産 計 38, 100 負債の種別 内 容 数 量 価格、金額(千円) 長期借入金 19,000 〇×銀行 短期借入金 △□銀行 5 0 0 未払金 預り金 前受金 買掛金 支払手形 その他 19,500 負 債 計

事業計画及び取り扱う産業廃棄物の種類

(1) 事業計画

① 現在の主たる業務

平成7年から、産業廃棄物処分業を行っている。

② 産業廃棄物処理に係る事業計画

排出事業者からの委託を受けて、産業廃棄物の中間処理(破砕)を営業しているが、今後、業の拡大(汚泥の脱水処理の追加)を図る。

(2)産業廃棄物を取り扱う事務所及び事業場の所在地

番号	事務所・事業場の種類	郵便番号及び所在地	電話番号	積替え保管 処分業
1	戸吹プラント	〒190-4567 東京都八王子市 *** 町1916番	042-***-8901	有・無
2				有・無
3				有・無
4				有・無

- 注1) <u>市内の産業廃棄物に係る事業を行う全て</u>の事務所・事業場(支店・営業所・工場等)を 記入すること。なお、申請者住所(本店)は記入しないこと。
- 注2)連絡先となる事業場の番号を○で囲むこと(1事業場のみ) ※八王子市からの書類送付先になります。○が付いていない場合は、本店に送付します。

(3)取り扱う産業廃棄物の種類

①搬入について

産業廃棄物の種類	主な排出事業者の名称・所在地、業種等	申請者の処理方法
廃プラスチック類	○○○精工株式会社 東京都八王子市**町一丁目2番3号 (精密機械製造·加工業)	中間処理(破砕)
金属くず	□□□金属株式会社 東京都町田市**二丁目3番4号 (金属加工業)	中間処理(破砕)
<u>追加</u> 汚泥	○○○精工株式会社 東京都八王子市**町一丁目2番3号 (精密機械製造·加工業)	中間処理(脱水)

②搬出について

処理後物 の名称	運搬者 (自己·他人)	搬出先の名称・所在地	搬出後の処理方法 (注)
残さ物	自己・他人	名 称 ○○環境クリーン株式会社 所 在 地 ○○県○○郡○○町45	最終処分 売却
(破砕後物)		許可番号 00-30-999999	中間処理(
有価物、	自己他人	名	最終処分(売却)
(金属)		許可番号	中間処理(
追加 汚泥	自己·他人	名	最終処分 売却
		許可番号 00-30-999999	中間処理(
	自己・他人		最終処分・売却
			中間処理(
	自己・他人		最終処分・売却
(沙) 家泰姗加	ᄪᄭᆌᄼᅛᅟᅭ	問加研み見ぬ加入を○☆四で、よっ中間を	中間処理(

(注)廃棄物処理の場合は、中間処理か最終処分を○で囲み、かつ中間処理の場合は「焼却」 「破砕」等の処理方法も明示すること。一方、廃棄物処理でない場合は売却を○で囲むこと。

事業の用に供するすべての施設

(申請書第1面の別記)

許可証記載の基礎データとなりますので正しく記入してください。

		\\ <u>\</u>			
施設の設置が	施設の設置場所				
施設の種 類	産業廃棄物の種類	処理能力 (注 1)	設置年月日 (注2)	施設許可番号 (注 3)	施設許可年月日 (注3)
東京都八王	子市□□□町1916	5番	r	r	T
破砕	廃プラスチック類	6.50 t /日	H27.10. 1	産施第 201 号	H27. 3.20
東京都八王	子市□□□町1916	5番	<u></u>		T
破砕	金属くず	12.5 t /日	H27.10. 1		
東京都八王	子市□□□町1916	3番	r	r	T
破砕	ガラス・コンクリート・陶磁 器くず	8.50 t /日	H27.10. 1		
東京都立川	市□□□□□丁目6番	3号			
追加脱水	汚泥	5.00 t /日	H28.3.28		
		T	r	r	Γ

- (注1)処理能力は産業廃棄物の種類に対する単独及び混合(混合処理する場合)の処理能力を 記入してください。
- (注2) 設置年月日は施設を実際に設置した年月日を記入してください。
- (注3)法第15条に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合のみ記入してく ださい。

経理的基礎を有することの説明書

1	債務超過に陥った理由 (いつ、どのような理由で債務超過になったか。現在の債務超過額)
	現在の債務超過額 ○○○万円
	理由)
2	債務超過から脱するための対策 (具体的な対策及びその対策で生じる利益。全対策により生じる当期利益。 <u>債務超過が解消でき</u> る会計年度)
	当該対策により生じる利益 **万円/年
	2 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	当該対策により生じる利益 **万円/年
	③ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	<u> </u>
	当該対策により生じる利益 **万円/年
>	①~③の対策を行うことにより、年間 *** 万円の当期利益が確保できることから、平成 **年(第 ** 期)会計年度に債務超過は解消します。
3	記載者氏名
	令和**年**月**日
	住 所 東京都八王子市〇〇〇*丁目*番*号
	氏 名 中小企業診断士 高尾〇〇

明書等の写しを添付してください。

記載した、中小企業診断士又は公認会計士がその資格を有することが確認できる許可証、証